

大学機関別認証評価実施大綱（案）及び大学評価基準（案）に対する各関係団体等からの意見について

平成18年1月に大学機関別認証評価委員会においてお取りまとめいただいた、「大学機関別認証評価実施大綱（案）」及び「大学評価基準（案）」について、今後さらなる検討を行う上での参考にするため、各国公立大学及び61の関係団体等へ意見照会を行い、6大学及び2関係団体等（下線部を引いた大学、団体及び国立大学教育研究評価委員会委員・機構運営委員会委員）から寄せられた意見を整理したものです。

なお、参考のため、短期大学機関別認証評価実施大綱（案）及び短期大学評価基準（案）に対する関係団体等からの意見についても示しております。

（照会先：各国公立大学及びの大学関係団体等）

○各国公立大学

- ・国立大学（87大学） 4大学
- ・公立大学（74大学） 2大学

○大学関係団体等

- ・大学関係団体 国立大学協会 公立大学協会 全国公立大学設置団体協議会
日本私立大学団体連合会 日本高等教育評価機構
大学基準協会 国立大学附置研究所・センター長会議
大学共同利用機関協議会 日本技術者教育認定機構
私立大学通信教育協会
- ・経済団体 日本経済団体連合会 日本商工会議所 経済同友会
全国中小企業団体中央会

○大学機関別認証評価委員会委員等

- 大学評価・学位授与機構評議員
- 大学評価・学位授与機構運営委員会委員 委員1名
- 国立大学教育研究評価委員会委員

【参考】短期大学機関別認証評価実施大綱（案）及び短期大学評価基準（案）に対して意見提出した関係団体等

全国公立短期大学協会

大学機関別認証評価実施大綱（案）に対する意見

- は、大学機関別認証評価実施大綱（案）に対する各関係団体等からの意見
- は、短期大学機関別認証評価実施大綱（案）に対する各関係団体等からの意見

【Ⅶ 評価結果の公表】

- 特に強い意見は、ありません。ただ、少し気に掛かることは、大学、短大、高専、全てに対して評価結果公表の際に各機関が提出した「自己評価書を掲載する」という改正に関してです。「透明性の高い開かれた評価を行う」ということに目が向けられた結果と思いますが、別添で提出された根拠資料・データは省くというのですから、自己評価書記述の根拠で第三者に分かりにくい箇所がでることは避けられません。自己評価書を公開するのであれば、別添で提出された根拠資料・データの中で特に評価結果に影響のあった箇所の資料・データは抜き出してでも一緒に公開するのが良いのではないのでしょうか。（機構運営委員会委員）

- 大学からの評価案への意見及び機構の対応については、「自己評価実施要項」の中の評価報告書イメージで評価報告書の一部として公表されることが間接的に示されているが、認証評価における評価プロセスの透明性を確保するため、「大学機関別認証評価実施大綱」において公表する旨明記願いたい。（国立大学）

- HP による公開は文書などによる公開と比較し、不特定多数への公開のイメージが強くなり、情報管理が難しくなると考えられる。
したがって、何らかのアクセスの制限を設けるなどの措置が取られるのか。あるいは、HP への公開を避ける項目等の希望を大学側からだすことが可能なのか。
(国立大学)

- Ⅶ「評価結果の公表」に、(3)「評価結果の公表の際には、評価の透明性を図るため、大学から提出された自己評価書（大学の自己評価で根拠として別添で提出された資料・データを除く。）を機構のウェブサイトに掲載します。」が付加されました（実施大綱6頁）。Ⅵ「評価のスケジュール」にも同趣旨の追加がなされています（5頁）。
私たち公立大学協会（以下、「公大協」と略称）は、この改訂に賛成します。その理由は以下の通りです。
現行の大学機関別認証評価実施大綱（以下「実施大綱」と略称）では、大学機関別認証評価委員会において審議され、確定された評価結果は、「評価報告書」としてまとめられた上、「対象大学及びその設置者へ提供するとともに、広く社会に公表」さ

れるとのみ記されていまして（実施大綱5頁）。すなわち、設置者及び社会各方面には、大学評価学位授与機構（以下、「機構」と略称）による対象大学の「教育活動を中心とした大学の教育研究活動等の総合的な状況」（Ⅳ「大学評価基準の内容」3頁）の評価結果は公表されますが、対象大学の自己評価は公表されず、そのため、いわば機構側の意見のみが伝えられることになっていました。

今回の改訂によって、対象大学の自己評価書が公表されることになれば、第一に、当該大学の教育研究活動に対する機構による評価結果のみでなく、結果に至る過程が明らかにされるとともに、第二に、評価の前提となった教育研究活動に対する大学側の立場もあわせて提示され、設置者及び社会各方面は当該大学の教育研究活動をより全面的、包括的及び客観的に認識することができます。とりわけ、地方公共団体あるいはその設置した公立大学法人を設置者とする公立大学は、国を設置者とする国立大学に比べ、設置者、議会及び住民との距離がはるかに近いため、大学の教育研究活動への第三者評価に際しては大学自体の立場をより正確に説明し、これら諸方面の理解を得る必要があります。機構の評価書とともに、大学の自己評価書をウェブサイトで公開することはこの意味でも有用であると判断されます。

公大協は、今回の大綱改訂案における「評価の透明性を図るため」という趣旨を上述のように受け止め、賛意を表すものです。（公立大学協会）

- 公立大学の場合、法人化された公立大学の「設置者」とは、「公立大学法人」そのものとなってしまいます。設立している当該地方公共団体にも評価報告書を提供して欲しいので、Ⅶ 評価結果の公表（2）の「その設置者」を「その設置者（公立の場合は当該地方公共団体）」とするか、又は説明を加えて欲しい。（全国公立短期大学協会）

大学評価基準（案）に対する意見

- は、大学評価基準（案）に対する各関係団体等からの意見
- は、短期大学評価基準（案）に対する各関係団体等からの意見

【基準3 教員及び教育支援者】

- 教員組織の編成の反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。という文言が9-1-④から移動しているが、教員組織の編成への反映という事項の重大さから見て、「必要に応じて」といったような前置きがあった方が良いのではないか。

(国立大学)

- 大学評価基準3-2-②の表現をもう少し分かりやすく記述して欲しい。「教員の教育研究活動の評価」の後に「教育課程の改善」を挿入し、「教員組織の再編への反映」に繋げた方が流れが明確になり分かりやすいのではないか。

(例) 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施し、評価結果を教育課程の改善に結びつけるための取組が組織的に行われ、教員組織の編成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。(国立大学)

- 基準3-2は「教員の処遇が適切に運用され機能しているかどうか」ということであり、修正文では、その趣旨がここでは拡大されすぎているのではないか。したがって、3-2-②は原文のままとされたい。(全国公立短期大学協会)

- 「組織的」という言葉は、基準3-2-②、9-1-④、11-3-④にあるが、具体的な説明がないとかえって疑義が生ずるのではないかと思う。(全国公立短期大学協会)

【基準5 教育内容及び方法】【基準7 学生支援等】

- 今回の評価基準の改定案はいずれも文章や用語における難解な表現や重複を取り除き、それらを簡潔かつ平明にし、評価基準の趣旨を理解し易くすることを企図したものと判断され、その意味で全体として賛成です。

ただ、以下の文章表現等については、専門の国語学者にも意見を求めましたが、必ずしも適切とは言い難く、ご訂正をお願いしたく存じます。

- (1) 10頁 下から2行目 成績評価等の正確性→成績評価等の正確さ
- (2) 11頁 下から2行目 成績評価等の正確性→成績評価等の正確さ
- (3) 12頁 下から2行目 成績評価等の正確性→成績評価等の正確さ
- (4) 16頁 上から3行目 助言（例えば、オフィスアワー※）の設定

→助言体制（例えば、オフィスアワー※）の設定

(5) 16頁 上から8行目 学習支援が適切に行える→学習支援を適切に行うことのできる

(6) 16頁 下から5行目 生活支援等※が適切に行える→生活支援等※を適切に行うことのできる

(公立大学協会)

【基準6 教育の成果】

- 6-1-③及び6-1-⑤は原文のままか、又は6-1-③は「教育の成果や効果」を「授業改善等の成果や効果」として欲しい。

学生からの意見聴取で「教育の成果や効果が上がっているか」は、最終判断であって、観点としては、「授業改善等の成果や効果」となるのではないか。

(全国公立短期大学協会)

【基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム】

【基準11 管理運営】【選択的評価基準A 研究活動の状況】

【選択的評価基準B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況】

- 9-1-④、11-3-④、A-1-③、B-1-④、について「システム」を「組織的」という言葉に変更し、その理由として「システムが整備され」という文言が委員会等の設置を想起させるが、大学の状況によってはそれ以外の体制や取組によって対応している場合もあるため、「組織的に行われ」という文言に修正した。とあるが、むしろ逆であり、「組織的に行われ」の方が委員会等の設置に強く結びつくように思われる。システムは多くの意味を包含しており、ソフトとハードの両面から対応することが出来る。(国立大学)

【基準11 管理運営】

- 基本的な観点 11-1-②に、「学長のリーダーシップの下で、」が挿入されましたが、学長のリーダーシップのあり方については、法人化したからといっても、各大学それぞれ特別な事情や背景があり、現時点で一律に求めることには慎重さが必要ではないかと考えます。(国立大学)
- 基本的な観点 11-1-②「学長のリーダーシップのもとで」→「学長のリーダーシップと責任のもとで」に変更。
理由：リーダーシップを取ることが学内・学外に対する説明責任を負うことを明確に

しておく必要があるため。(公立大学)

- 「学生支援等において、学生の保護者（父兄等）からの評価を把握しているか。」
を基本的な観点に追加した方がよいのではないか。(関連する基準：基準6 教育の成果、基準7 学生支援等、基準11 管理運営)

〈理由〉大学全入時代を迎えるにあたり、学生の保護者（父兄等）からの評価は、大学経営に影響を与えることが見込まれるため。(公立大学)